

あいフィットネスサロンさくら重要事項説明書

この重要事項説明書では、事業所の概要やサービス内容、契約上ご注意頂きたい事を、次の通り説明いたします。

1. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

- ・施設名 社会医療法人河北医療財団 あいフィットネスサロンさくら
- ・開設年月日 平成29年2月1日
- ・事業所の所在地 東京都多摩市関戸1-2-11 スマイラス聖蹟桜ヶ丘1階
- ・管理者名 松村 良太
- ・電話番号 042-311-5445
- ・介護保険事業所番号 (1375001755号)

(2) 事業の目的

指定通所介護は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とした施設です。ご契約者に、通所介護サービスを提供します。

(3) 運営方針

1. 通所介護事業では、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指します。さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行ないます。
2. 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

(4) 職員体制と職務内容 指定基準に準ずる

管理者	1名	職員の業務管理、基準遵守のための指揮命令 利用申し込みの調整およびサービス実施状況の把握 ※生活相談員と兼務あり
生活相談員	1名以上	介護計画の取りまとめ、 サービス提供状況の管理、生活相談一般 ※管理者と兼務あり
看護職員	1名以上	バイタルチェック、応急手当、サービスの提供 ※機能訓練指導員と兼務あり
介護職員	3名以上	サービスの提供 (送迎介助、移動介助、排せつ介助など)
機能訓練指導員	1名以上	機能訓練、機能訓練プログラムの作成、 個別機能訓練指導

(5) 事業内容

利用定員 2単位 各25名
営業日 月曜日～金曜日 (土日および年末年始休み)
営業時間 8:30～17:00
提供時間 午前9:00～12:15 午後13:15～16:30

(6) 通常事業の実施地域

多摩市：愛宕・一ノ宮・落川・貝取(1-2丁目)・乞田・桜ヶ丘・諏訪・関戸・永山(1-5丁目)・東寺方・聖ヶ丘・馬引沢・百草・連光寺・和田
日野市：落川(1397・1451番地)
八王子市：鹿島
その他の地域の方はご相談下さい。

(7) サービス内容

送迎、健康チェック、機能訓練、生活相談、生活援助

(8) 利用料金

介護保険基本料金
介護保険を利用する場合の負担割合は、市区町村の発行する負担割合証によって定められております。
※詳しくは料金表をご参照ください

(9) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 通常の事業実施地域外への送迎

通常の事業実施地域を超えて行う指定通所介護に要した送迎費用として下記料金をいただきます。

料金：事業実施地域を1キロメートル超える毎に200円

② 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金：白黒1枚につき10円

③ おむつ代

実費をご負担いただきます

料金：紙おむつ代 134円/枚

紙パンツ代 154円/枚

尿取りパット代 31円/枚

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

その他日常生活品、希望されるアクティビティ材料費等の実費

(10) 利用料金のお支払い方法

サービスに係わる料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月20日までに指定の方法でお支払いください。

(11) 利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- ・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
 - *利用予定日の前日までに申し出があった場合 無料
 - *利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 当日の利用料金の10%
(自己負担相当額)
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

2. 施設利用に当たっての留意事項

- ・キャンセルは午前ご利用の方は利用当日の午前8時まで、午後ご利用の方は利用当日の午前10時30分までにご連絡をお願い致します。それ以降のキャンセルにつきましては、別途料金表にて定める料金を頂きます。
- ・利用中の飲酒・喫煙は原則禁止とさせていただきます。
- ・所持品・備品等の持ち込みについては別に定める「あいフィットネスサロンさくら利用のしおり」をご参照ください。あらかじめお申し出いただき、職員の管理となっているもの以外の所持品の破損・紛失の責任は負いかねますのでご了承下さい。
- ・施設内での宗教活動はお断りします。他のご利用者の勧誘や、宗教に関するパンフレットや書物を配布することも禁止しております。
- ・他の利用者に対する「営利行為、特定の政治活動等」は、禁止しております。
- ・その他職員、利用者への迷惑行為は禁止します。特に性的嫌がらせや暴力行為に対しては、責任能力の有無に関わらず厳しい対応をとらせていただきますのでご了承下さい。

3. 緊急時の対応方法

①病状等の急変時、非常事故など

サービスの提供中に容体の急変等の緊急事故が発生した場合は事前の打ち合わせにより家族、必要関係機関へ連絡いたします。

②非常災害時

サービス提供中に天災、その他非常災害が発生した場合は消防計画に沿って利用者を安全な場所へ避難誘導を講じます。安全確認後、ご家族へ必要連絡いたします。

防火防災管理者 加藤真 (あい看護小規模多機能施設おきな)

火元責任者 松村良太 (あいフィットネスサロンさくら)

4. 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、利用者家族、地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所等に連絡いたします。また当事業所の介護サービス中に賠償すべき事故が発生した場合はすみやかに損害賠償いたします。なお、当事業所は損害保険会社と損害賠償保険契約を結んでおります。

5. 虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

6. 職員の質の確保

施設職員の資質向上のために、定期的に研修を実施しています。

7. 守秘義務

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を徹底するとともに、同内容を雇用契約にも盛り込んでいます。個人情報保護に関する方針、個人情報の通常の利用範囲については、施設内の掲示をご覧ください。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設の提供する通所介護サービスに対しての要望又は苦情等は生活相談員等へお気軽にご相談ください。

この他、下記の窓口にお申し出いただくこともできます。

- ・多摩市役所介護保険課（電話042-338-6901）
- ・日野市役所高齢福祉課（電話042-585-1111）
- ・八王子市役所介護保険課（電話042-620-7414）
- ・府中市役所介護保険課（電話042-335-4470）
- ・国民健康保険団体連合会（電話03-5326-0878）

9. その他運営に関する重要事項

- ・地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、定員を超えてご利用頂くことはお受けできません。
- ・介護保険施設サービスに関連する政省令及び通知並びに施設運営規定に定めのない、運営に関する重要事項については、その都度法人内会議において決定致します。

10. その他

当施設についての詳細は、受付窓口にお問い合わせ下さい。